

「LIVEJAPAN」加盟条件(施設)ライトプラン

第1条(目的)

「LIVEJAPAN」加盟条件(以下「本条件」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が管理および運営する訪日外国人向け観光情報ウェブサイト「LIVEJAPAN PERFECT GUIDE」(以下「本サイト」という)において当社が提供するサービス(詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を加盟者(第3条に定義する)が申込むにあたり、加盟者が遵守すべき事項を定めたものである。

第2条(適用)

- 本条件は、加盟者が本サービスを利用するにあたり、当社と加盟者との間に適用される。
- 当社は、本条件のほか、加盟者が本サービスを利用するにあたり適用される諸条件(加盟者が本サービスを利用する過程で提示される手順その他の条件を含む。以下「個別利用条件」といい、本条件と個別利用条件をあわせて以下「本条件等」という)を定めることができ、個別利用条件が定められている場合には、個別利用条件は本条件と一体として当社と加盟者との間に適用される。個別利用条件の定めと本条件の定めが相違する場合は、当該個別利用条件の対象となる個別サービス(次条に定義する)の利用に関する限り、当該個別利用条件の定めが本条件の定めにより優先して適用される。
- 当社は、個別利用条件が適用される個別サービスを加盟者が利用した場合、加盟者が当該個別サービスにかかる個別利用条件に同意したものとみなす。

第3条(定義)

本条件における用語の定義は、文脈上別の意味を有することが明白である場合を除き、次の各号に定めるとりとする。

(1)本サービス

本サイトにおいて当社が加盟者に提供する以下に定めるサービスの総称をいう。

①掲載サービス

加盟者に関する情報および加盟者が本サービスの対象として指定する店舗または施設(以下「指定店舗」という)を運営する加盟者以外の個人または法人その他の団体(以下「指定店舗運営者」という)に関する情報(以下あわせて「加盟者情報」といい、著作物、商標、商号、ロゴその他加盟者または指定店舗運営者から提供された一切の情報を含む)の全部または一部を、当社のサーバーに登録し、当社の運営するウェブサイト(本サイトを含むがこれに限られない)において加盟者情報を掲載したうえで公衆送信等の方法によりユーザー(本条第4号に定義する。パーソナルコンピュータ、携帯電話等の利用手段を問わない)に対して提供するサービス

②管理システム提供サービス

加盟者の通信端末から当社のサーバーにアクセスし、加盟者自らが加盟者情報の登録および変更ができる機能その他加盟者が本サービスを利用するために必要な機能を有する管理システム(以下「管理システム」という)を提供するサービス

③個別サービス

掲載サービスおよび管理システム提供サービスに関連または付随するサービスおよびその他本サイトに関連して当社が加盟者に提供する諸サービス

(2)加盟者

当社との間で第5条第7項に定める本契約を締結した者をいう。

(3)加盟者ページ

本サイト内における加盟者情報が掲載されたウェブページをいう。

(4)ユーザー

本サイトの閲覧者ならびに本サイトおよび加盟者ページを閲覧の上、加盟者が提供するサービス(以下「加盟者サービス」という)を利用することを希望し、または実際に加盟者サービスの提供を受ける者をいう。

第4条(個別サービスの提供等)

- 加盟者は、個別サービスの利用を当社所定の方法に従って申し込み、本条件等に基づきこれを利用することができる。ただし、当社は、当該申込みを承諾する義務を負うものではない。
- 当社は、加盟者の販売促進に効果的であると判断した場合、当社の裁量で、本条件等に基づき各種の特典またはサービスを無償で提供することができる。
- 本サービスおよび個別サービスの詳細(本サイト、加盟者ページまたは管理システムのデザイン、レイアウト、構成または機能、本サイトまたは加盟者ページのアドレスを含むがこれらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随時自由に見直すことができる。

第5条(契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の手続に従い、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより本サービスの利用を申込むものとする。
- 利用希望者は、当社の請求があった場合には、本申込書のほか、当社が必要と判断した書面(以下、本申込書とあわせて「提出書面」という)の提出に応じるものとする。
- 利用希望者のために本申込書により本サービスの利用を申込む者は、利用希望者を代表または代理し、もしくは利用希望者の委任を受け、本契約の締結および本契約に基づく義務を遂行する正当かつ必要な権限を有していることを表明し、保証するものとする。
- 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったことをもって、本条件の内容のすべてに同意したものとみなし、利用希望者はこれに対して一切異議を述べないものとする。
- 当社は、利用希望者から提出書面の提出を受けたときは、これらの内容および利用希望者が以下の各号に掲げる項目(以下「審査基準」という)を満たすか否かを審査し、当該利用希望者からの申込みを承諾するか否かを決定するものとする。
 - 提出書面に虚偽、誤記または不備がないこと
 - 営業に必要な許認可を取得していること
 - 取引先または従業員への履行遅滞その他の債務不履行が、過去6ヶ月間において発生していないこと
 - ユーザーその他の第三者からの問合せまたは苦情に誠実に対処できること
 - 本契約に基づく義務の履行が困難でないこと
 - 過去において第13条第1項各号(禁止事項)に掲げるいずれの行為も行っていないこと
 - 申込時において第22条第2項各号(当社による契約の終了)に掲げるいずれの事由も該当していないこと
 - 過去において当社との関係以外において明らかに違法行為と判断し得る行為を行っていないこと
 - その他当社が別途定める基準に抵触しないこと

- 当社は、前項の審査が完了した後、遅滞なくその結果を当社所定の方法により当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
- 本条件をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が審査基準を満たした利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立するものとする。
- 当社は、前項の規定による本契約の成立後といえども、加盟者が第5項各号に掲げる項目を満たさないと判断した場合には、申込みの承諾を取り消すことができる。なお、当社は、申込みの承諾を取り消す場合、加盟者に対してその理由を告知する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとする。
- 当社が前項の規定により申込みの承諾を取り消したことにより加盟者に不利益または損害が発生した場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第6条(掲載手続)

- 加盟者は、当社の要求があった場合、本サイトへの掲載を希望する加盟者情報を当社所定の方法に従って当社に提供し、当社は、加盟者情報を必要に応じ加工した上で当社のサーバーに登録する。
- 加盟者は、前項に基づいて登録された加盟者情報の内容を確認し、承認する。
- 当社は、加盟者による前項の承認後遅滞なく、掲載サービスの提供を開始する。
- 当社は、加盟者に対して掲載サービスの提供開始後速やかに、管理システムを利用するために必要なIDおよびパスワード(以下「アカウント」という)を付与する。
- 当社は、本条第1項の加盟者による加盟者情報の提供の遅延等当社の責に帰すべき事由によらない加盟者情報の掲載の不具合、不完全掲載、未掲載等について一切責任を負わない。
- 本条の定めは、加盟者が本サービスの利用を申し込む際に管理システムを利用して加盟者情報を自ら当社のサーバーに登録する手続(以下「オンラインによる掲載手続」という)を選択した場合は、これを適用しない。

第7条(オンラインによる掲載手続)

- 加盟者が本サービスの利用を申込む際にオンラインによる掲載手続を選択した場合、当社は、加盟者に対して、本契約成立後速やかに、アカウントを付与する。
- 前項の場合、加盟者は、アカウント受領後、加盟者情報を当社のサーバーに登録し、当社は、登録された加盟者情報を遅滞なく確認し、承認の上、掲載サービスの提供を開始する。
- 当社は、前項の加盟者による加盟者情報の登録の遅延等当社の責に帰すべき事由によらない加盟者情報の掲載の不具合、不完全掲載、未掲載等について一切責任を負わない。

第8条(契約期間)

本契約の契約期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立の日から掲載サービスの対象となる加盟者ページが掲載された日より起算して6ヶ月後の応当日の前日までとする。本契約期間の満了日の1ヶ月前までに一方当事者から他方当事者に対し当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第9条(本サービスの対価および支払い条件)

- 本サービスの対価は、本申込書において定める額とする。
- 本申込書記載のサービス以外の個別サービスの対価は、個別サービスごとに当該個別サービスを対象とする個別利用条件において当社が定める額とする。
- 加盟者は、本申込書および当社が別途発行する請求書の記載内容に従い、本サービスの対価を支払うものとする。

第9条の2(初期制作料)

- 加盟者は、加盟者ページを制作するための費用(以下「初期制作料」という)として、本申込書に記載する金額を当社に支払うものとする。
- 初期制作料の支払方法及び支払に関する諸条件は、当社が別途発行する請求書に従うものとする。
- 初期制作料は、第5条第7項の規定に基づき本契約が成立しなかった場合においても返還しないものとする。

第10条(アカウントの管理)

- 加盟者は、アカウントを安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、第三者に開示し、使用させてはならない。
- 前項の定めにかかわらず、加盟者は、加盟者の責任において、指定店舗運営者に限り、アカウントを開示し、使用させることができる。ただし、加盟者は、指定店舗運営者にアカウントを開示し、使用させる場合には、当該指定店舗運営者に本条と同等の義務を課さなければならない。
- 加盟者がアカウントを使用するにあたって、当社の責めに帰すべき事由によらず加盟者または指定店舗運営者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わない。
- 加盟者がアカウントを使用するにあたって、加盟者または指定店舗運営者の責に帰すべき事由により当社と指定店舗運営者その他第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
- 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。

第11条(加盟者情報の変更または修正)

- 加盟者情報に変更が生じた場合または加盟者情報に誤りがあった場合、加盟者は、直ちに当該変更または修正を行わなければならない。
- 加盟者は前項の変更または修正を、管理システムを利用して行う。
- 第1項の定めにかかわらず、同項の変更または修正の対象となる加盟者情報の項目が、加盟者自らが変更または修正できない項目として当社が定めるものに該当する場合は、加盟者は、当社所定の方法に従って直ちに当該変更または修正の内容を当社に対し通知しなければならない。

第12条(知的財産権等)

- 本サイトに掲載され、または本サービスに関連して作成され、もしくは提供される文章、写真、動画、プログラムその他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像またはこれらを組み合わせたもの(本サイトに掲載されたまたは本サービスにおいて提供される著作物その他本サービスを構成する情報、本サイトのデザイン、レイアウトまた

は構成を含むがこれらに限られない。ただし、加盟者情報を除く。以下「掲載情報等」という)に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、当社または掲載情報等に関する権利を有する者に帰属し、加盟者は、技術的方法の如何を問わず、掲載情報等を利用してはならない。ただし、当社の承諾を得た場合(掲載情報等に関する権利を有する者の承諾を、当社を通じて得た場合を含む)はこの限りではない。

2. 加盟者情報に関する権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、加盟者または加盟者情報に関する権利を有する者に帰属する。
3. 加盟者は、当社に対し、当社が本サービスを提供するために必要な範囲において、加盟者情報の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾する。
4. 加盟者は、当社に対し、当社が、当社の認めた個人または法人その他の団体(以下「情報利用者」という)に対し、技術的方法の如何を問わず、加盟者情報の全部または一部を提供することを無償で許諾し、情報利用者は、独自に作成し、または公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、デジタルの媒体であるかアナログの媒体であるかを問わない。また、媒体の作成または公開が有償であるか否かも問わない)において加盟者情報を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができる。
5. 前二項のほか、加盟者は、当社に対し、本サービスの提供に関連する当社の事業の範囲において、加盟者情報の全部または一部を、複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾する。
6. 加盟者は、当社および情報利用者に対し、著作人格権その他一切の知的財産権または他のいかなる権利(以下あわせて「知的財産権等」といい、法律上保護される利益に係る権利を含む)も行使せず、加盟者情報の保有者にこれらを行使させない。ただし、情報利用者が、あらかじめ当社が定めた利用規約、ガイドライン等情報利用者と当社との契約(以下「情報利用規約等」という)に違反して加盟者情報を利用して、加盟者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがある場合には、加盟者は、当該情報利用者に対して知的財産権等を行使し、加盟者情報の保有者にこれらを行使させることができる。

第13条 (禁止事項)

1. 加盟者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならない。
 - (1)第三者に本サービスの提供主体または商品もしくは役務の提供主体等について誤認混同を生じさせる行為
 - (2)当社もしくは第三者の商品もしくはサービスを誹謗中傷する行為または当社もしくは第三者の品位や名誉を傷つける行為
 - (3)著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)を侵害する行為
 - (4)法令に違反する行為
 - (5)公序良俗に反する行為
 - (6)特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、またはこれらを助長する行為
 - (7)第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
 - (8)本サイトの運営または本サービスの提供に支障を及ぼす行為
 - (9)その他当社が別途禁止する行為
2. 加盟者は、加盟者情報に以下の各号に該当する情報(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する情報を含む)を含めてはならない。
 - (1)事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
 - (2)性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
 - (3)GIFアニメーションその他当社が認めない方法を使用した情報
 - (4)コンピュータウイルス、有害なプログラム等を含む情報
 - (5)その他当社が別途禁止する情報
3. 加盟者が第1項または前項に違反した場合、当社は、加盟者に対して、当該違反行為の中止または当該加盟者情報の変更もしくは修正を求めることができ、加盟者はこれに応じなければならない。また、この場合、当社は、加盟者情報の変更もしくは修正を自ら行い、または本サービスの全部もしくは一部の提供を予告なく停止することができる。

第14条 (加盟者サービスの提供等に関する責任)

1. 加盟者は、加盟者サービスの提供等にかかるユーザーからの問合せ、申込み等に遅滞なく誠実に対応する。
2. 加盟者は、加盟者サービスの提供等を行うにあたっては、消費者契約法、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法、割賦販売法その他関係法令を遵守する。
3. 加盟者サービスの提供等にかかる契約(以下「加盟者サービス提供等契約」という)は加盟者とユーザーとの間で成立するものであり、当社は加盟者サービス提供等契約の当事者にならない。加盟者は、本契約期間中であるか本契約終了後であるかを問わず、加盟者サービス提供等契約に基づく権利の行使および義務の履行(加盟者サービスの提供等に必要の説明、加盟者サービス提供等契約の締結を含むがこれらに限られない)を、加盟者の責任と負担において、ユーザーに対して直接行う。
4. 加盟者は、前項の内容を加盟者ページにおいてユーザーに対して明確に表示する。
5. 加盟者サービス提供等契約に起因しまたはこれに関連してユーザーまたは当該ユーザーに関連する第三者と当社または加盟者との間で紛争が生じた場合(加盟者サービス提供等契約の変更またはキャンセル、加盟者サービス提供等契約の目的であるサービスの瑕疵に起因しまたはこれに関連して生じた紛争を含むがこれらに限られない。ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
6. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合、当社は、加盟者の同意を得ることなく、ユーザーまたは当該ユーザーに関連する第三者に対し、当該紛争に関する情報の提供その他の協力を行い、または当社自身が当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。
7. 加盟者は、第5項の紛争の解決にあたっては、適切に対応し、当社に対して随時経過の報告を行う。また、加盟者が当該紛争の解決にあたって、ユーザーまたは当該ユーザーに関連する第三者に対して通知等を行う場合には、加盟者は当社に対して、あらかじめ当該通知等の内容について報告を行う。

第15条 (加盟者情報に関する責任)

1. 加盟者は、当社または情報利用者による加盟者情報の利用が、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益に係る権利を含む)を侵害しないよう加盟者の責任と負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させる。
2. 当社または情報利用者による加盟者情報の利用に起因しまたはこれに関連して、当社または加盟者と第三者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、その必要があると当社が判断した場合、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって発生した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれらに限らない)を負担する。
3. 前項の定めにかかわらず、情報利用者が、情報利用規約等に違反して加盟者情報を利用して加盟者もしくは指定店舗運営者の権利が侵害され、または侵害されるおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、当社所定の方法に従い、当該情報利用者に対して当該違反行為の中止等を求める。ただし、当社が本条に基づく措置を講じたにもかかわらず、当該情報利用者が、情報利用規約等に違反して加盟者情報を利用して加盟者または指定店舗運営者の権利を侵害した場合には、当社は、加盟者および指定店舗運営者に対してそれ以上の責任を負わない。

第16条 (加盟者の指定店舗運営者に関する責任)

1. 加盟者は、指定店舗運営者が運営する施設または店舗を指定店舗として指定した場合、加盟者の責任と負担において、当該指定店舗運営者から予め当該指定にかかる同意を得るとともに、当該指定店舗運営者に本条件等と同等の条件(加盟者が同意する当社の責任を制限する内容の条件、加盟者が本条件等において負担する義務および責任に関する条件を含むがこれらに限られない。ただし、本サービスの対価に関する条件を除く)に同意させ、これらに当社の責任と負担を委任する。加盟者は、当該指定店舗運営者の行為および故意・過失を、加盟者の行為および故意・過失とみなし、加盟者に対し当該指定店舗運営者の行為につきその責任を問うことができる。
2. 加盟者が、指定店舗運営者が運営する施設または店舗を指定店舗として指定したこと起因しまたはこれに関連して当社、加盟者および指定店舗運営者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除く)は、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
3. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担する。

第17条 (調査協力義務)

当社は、本サービスの対価の正確性を確認するため必要と判断した場合、加盟者に対し、当該対価の算定の基礎となる売上等に関する調査、当該対価の算定に関する帳票、帳簿、記録、資料等の提出その他必要な協力を要請することができ、加盟者はこれに協力する。

第18条 (本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を、加盟者に予告なく停止することができる。
 - (1)当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (2)通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱等当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
 - (3)加盟者が本条件等に違反した場合
2. 加盟者は、やむを得ない事由により加盟者サービスの提供等ができな場合またはユーザーへの応答が一定の期間でできない場合、直ちに当社にその旨を連絡する。この場合、当社は、その旨を加盟者ページに表示するなどの必要な措置を講じ、または当該加盟者ページの掲載を停止するなど本サービスの全部または一部の提供を、加盟者に予告なく停止することができる。
3. 当社が、前二項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより加盟者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって、本サービスの対価は減額されるものではない。

第19条 (賠償)

1. 本条件等で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因しまたはこれに関連して、当社が加盟者または指定店舗運営者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為の直接の結果として発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、以下の各号に定める額の内いずれか低い金額を上限とする。ただし、当社に故意または重大過失がある場合はこの限りではない。
 - (1)損害の発生に直接の原因となった個別サービスの対価の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の1/2に相当する額)
 - (2)前号の個別サービスが複数の指定店舗を対象として提供されていた場合、当該個別サービスの対価のうち損害の発生した指定店舗にかかる対価の額
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第20条 (個人情報、秘密情報の取扱い)

1. 加盟者は、本契約の内容および直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た一切の情報(ユーザーの氏名、電子メールアドレス、電話番号、性別、生年月日、住所、予約履歴、購入履歴その他ユーザーに関する一切の情報、当社の秘密に属する情報を含むがこれらに限られず、以下これらを「秘密情報等」という)を、本契約期間中または本契約の終了後にかかわらず、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこれらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟者は、加盟者の責任において、指定店舗運営者に限り、秘密情報等を開示し、使用させることができる。ただし、加盟者は、指定店舗運営者に秘密情報等を開示し、使用させる場合には、当該指定店舗運営者に本条と同等の義務を課さなければならない。
3. 加盟者が秘密情報等を使用するにあたって、当社の責めに帰すべき事由によらず

加盟者または指定店舗運営者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わない。

4. 加盟者が秘密情報等を使用するにあたって、加盟者または指定店舗運営者の責に帰すべき事由により当社と指定店舗運営者その他第三者との間で紛争が生じた場合、加盟者は、当社を免責し、加盟者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。
5. 前項の定めにかかわらず、当社が前項の紛争について必要があると判断した場合は、当社は当該紛争に対応することができる。加盟者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれに限られない)を負担する。

第21条(加盟者による本契約の終了)

加盟者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、加盟者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。ただし、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

第22条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、加盟者に対し文書または電子メールにより通知することにより、当該通知の到着日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、加盟者に対する何らの通知および催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、加盟者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、加盟者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、加盟者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1)加盟者が本条件等に違反した場合
 - (2)終了事由の如何を問わず、加盟者が掲載サービスの利用を終了した場合
 - (3)加盟者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、または加盟後審査基準を満たさなくなった当社が判断した場合
 - (4)加盟者が当社の指定する代金収納会社との契約に違反した場合
 - (5)加盟者または指定店舗運営者が飲食店その他の営業の停止または廃止をした場合
 - (6)加盟者または指定店舗運営者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告または処分を受けた場合
 - (7)加盟者または指定店舗運営者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (8)加盟者が住所変更の届出を怠る等加盟者の責に帰すべき事由によって加盟者の所在が不明となった場合
 - (9)加盟者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (10)加盟者が支払を停止し、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
 - (11)加盟者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (12)前三号のほか、加盟者の財産状態または信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (13)加盟者が資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡または解散の決議をした場合
 - (14)加盟者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (15)加盟者が第6条第2項の承認を行わない、または第7条第2項に定める登録を行わないことにより、相当期間経過後も当社が本サービスを提供することができない場合
 - (16)本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (17)その他加盟者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第23条(免責)

1. 当社は、本サービスが加盟者の要求、期待または特定の目的に合致することを保証しない。
2. 当社は、加盟者ページの内容、表記その他ユーザーの閲覧に供されたものが加盟者の要求、期待または特定の目的に合致することを保証しない。
3. 当社は、明示的か黙示的によるものであるかを問わず、口頭か書面によるものであるかを問わず、本サービスに関連して提供されたドキュメントその他の物品またはサービスについて、いかなる表明または保証をもするものではない。
4. 当社は、加盟者情報の滅失、毀損について、いかなる責任も負わないものとする。

第24条(不可抗力)

当社は、天災、地震、戦争、騒乱、伝染病、労働争議、火災、法令の制定もしくは改廃、政府または地方公共団体による規制その他の行為、納入事業者もしくは下請事業者または電気もしくは通信事業者これらに限定されない第三者による履行遅滞その他の債務不履行、その他の不可抗力により直接的または間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、加盟者にいかなる責任も負わないものとする。

第25条(本契約終了後の取扱い)

終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本条件等に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本条件等が適用される。

第26条(委託)

当社は、当社の責任において、本サービスにかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができる。

第27条(権利義務の譲渡、承継)

加盟者は、あらかじめ書面により当社の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。

第28条(届出および通知)

1. 加盟者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合、事前に(やむを得ない場合

は事後遅滞なく)、当社に対し当社所定の手続に従い、その旨を書面により届け出る。

2. 本条件に基づく全ての当社から加盟者への通知は、加盟者が当社に提出した本申込書に記載された加盟者の本店所在地、FAX番号または電子メールアドレスに宛てて、通知すべき内容を郵送、FAX送信または電子メール送信のうち当社が任意に選択するいずれかの方法により発信するものとし、かつ、発信することをもって足りるものとする。なお、それらの通知は、郵送の場合は、郵便物が通常配達されるべき日において、FAX送信または電子メール送信の場合は、発信と同時に、加盟者に到達したものとみなす。
3. 当社から加盟者に対する通知等が、第1項の届出義務の懈怠により延着または不到達となったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなす。また、加盟者の第1項の届出義務の懈怠により、加盟者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

第29条(当社による本条件の変更)

1. 当社は、加盟者へ予告なく本条件の内容を変更することができる。
2. 当社は、前項の規定により本条件を変更した場合には、変更後の条件を当社所定の方法により加盟者に通知または公表するものとし、変更後の条件の内容は、加盟者が、本項に定める通知から2週間以内(本条件の変更について異議を申出なかった場合、本条件の内容を変更することに同意したものとみなす)。
3. 前二項の定めにかかわらず、加盟者の権利および義務に重大な影響を及ぼす変更については、当社は、加盟者に当社が適当と認める方法(管理システムに提示、当社が送付する郵便物での通信等の方法を含む)により事前に通知することによって、本条件等を変更することができる。加盟者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件等の変更について異議を申出なかった場合、本条件等を変更することに同意したものとみなす。

第30条(反社会的勢力の排除)

1. 加盟者は、以下の各号に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係団体
 - (5)総会屋等
 - (6)政治活動、社会運動標ぼうゴロ
 - (7)特殊知能暴力集団等
 - (8)反社会的勢力共生者
 - (9)前各号に該当する者と社会的または経済的関係がある者
 - (10)その他前各号に準ずる者
2. 加盟者は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求
 - (3)取引に関して、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (4)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5)自身が前項各号に該当する者である、またはその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6)その他前各号に準ずる行為
3. 加盟者が、本条第1項各号のいずれかに該当し、または本条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより加盟者に損害が生じた場合でも、当社が一切の損害を賠償する責任を負わないものとする。

第31条(本契約終了後における加盟者情報の利用)

当社は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後においても、加盟者情報をユーザー(本サイト以外の当社が運営するウェブサイト等の各種媒体の利用者を含む)に対して提供する等当社の事業の範囲において引き続き利用することができる。

第32条(完全合意)

本契約は、本契約締結時における当社および加盟店の合意の全てであり、本契約締結以前における当社および加盟店間の明示または黙示の合意、協議、申し入れ、本サービスにかかる営業資料はその効力を有しない。

第33条(協議)

本条件に定めのない事項その他本条件の解釈に疑義が生じた事項については、当社および加盟者は、誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとする。

第34条(準拠法、管轄裁判所)

本条件は、日本法に基づき解釈され、当事者は、本契約に起因したまたはこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第35条(存続効)

第12条(知的財産権等)、第19条(賠償)、第20条(個人情報、秘密情報の取扱い)、第23条(免責)、第27条(権利義務の譲渡、承継)、第28条(届出および通知)第2項および第3項、第30条(反社会的勢力の排除)、第32条(完全合意)、第33条(協議)および第34条(準拠法、管轄裁判所)の規定その他その性質上当然に存続すべき条項は、本契約の終了後においても有効に存続するものとする。

最終改定日:2018年7月23日